

四月二十五日は「新潟県知事選挙」

棄権することなく

みんなで投票しましょう



任期満了に伴う新潟県知事選挙は、三月三十一日に告示され、四月二十五日に投票が行われます。

わたしたちに代わって県政を行う人を選ぶ大切な選挙ですから、投票日には棄権することなくみんなで投票しましょう。

○投票の日時

四月二十五日午前七時から午後六時まで

○投票できる人

※昭和三十七年四月二十六日までに生まれた人で、昭和五十七年三月三十日現在も西川町に引き続いて住所を有している人

※昭和三十七年四月二十六日までに生まれた人で、昭和五十六年十二月三十日までに西川町に転入届け出をされ、昭

○投票できない人

※県外へ転出した人
※法律により選挙権が停止されている人

○県内で住所を移した人

一、西川町の選挙人名簿に登録されている人で、昭和五十六年十二月二十五日以降に西川町から県内の他の市町村に転出した人は、現在住んでいる市町村から居住中の証明書をもらって投票に来てください。

二、県内の他の市町村の選挙人名簿に登録されている人で昭和五十六年十二月三十一日以降に西川町に転入届

明るい選挙啓発標語

お父さん お母さん 投票してね

西川町明るい選挙推進協議会

投票所とその区域

投票区名	投票所	投票区の区域
第1投票区	鏡郷保育園	通称 槇島・西汰上・中島・下山・川崎・平野
第2投票区	西川町役場分館	通称 押付・矢島・天竺堂・真田・藤見町・旗屋・松崎・学校町・水道町・新栄町
第3投票区	西川町役場	通称 鐘(第1区~第3区)・一番町・二番町・三番町・四番町・五番町・六番町・七番町・八番町・九番町・東町・朝日町・千隈町・大正通・六分見帯・善光寺・桑山・新川
第4投票区	升湯小学校	通称 上組・中作・中村・三ツ屋・下組・新田・大潟浦村・大関
第5投票区	貝柄事務所	通称 升岡・川西・与兵衛野・堀上・貝柄・三角野

け出をして現在も西川町に住んでいる人は、役場住民課で証明書を発行していただきますので、それをもって登録されている住所地の投票所へ投票に行ってください。

○町内で住所を移した人
三月三十日までに転居届をし

た人は、新住所地の投票所で投票できます。
なお、三月三十一日以降に転居をした人は、旧住所地の投票所で投票することになります。

○投票所の場所
あなたに投票に行っていた投票所は、後日(四月十二日

ころ)お配りする投票所入場券に記載されています。

○不在者投票
投票日に、仕事ややむを得ない旅行等を予定し、きめられた時間内に投票所に行って投票できない人は、事前に不在者投票ができます。

※不在者投票のできる人
一、西川町内の自分の属する投票区の区域外で職務または業務に従事中等であるべき者。
二、やむを得ない用務や事故のため、西川町の区域外の市町村へ旅行中または滞在中であるべき者。
三、病氣、ケガ、妊娠、不具もしくはお産のため、歩くことが著しく困難であると予想できる者。
※不在者投票のできる期間
三月三十一日(水)から四月二十四日(土)の毎日午前八時三十分から午後五時まで。
※不在者投票の場所および手続き
役場二階選挙事務室で受け取ります。手続きに必要な用紙類は選挙管理委員会に備えてありますので、印鑑と入場券(配布前は不要)を持っておいで下さい。
※病氣、ケガ、お産等で入院中の人は、その病院が不在者投票指定病院になっていれば、その病院において投票することができ、病院に申し出て下さい。



○選挙の問い合わせ
選挙についての問い合わせは、役場内の選挙管理委員会(TB L 三二二)へお願いします。

○選挙人名簿の縦覧
今回の選挙時登録で新しく登録される方の選挙人名簿を三月三十一日(水)から四月二日(金)までの三日間、毎日午前八時三十分から午後五時まで、役場総務課において縦覧いたします。

身体に重度の障害のある人は、自宅等で投票のできる制度があります。(詳しいことは、別に掲げてある記事をご覧ください。選挙管理委員会へお問い合わせ下さい。)

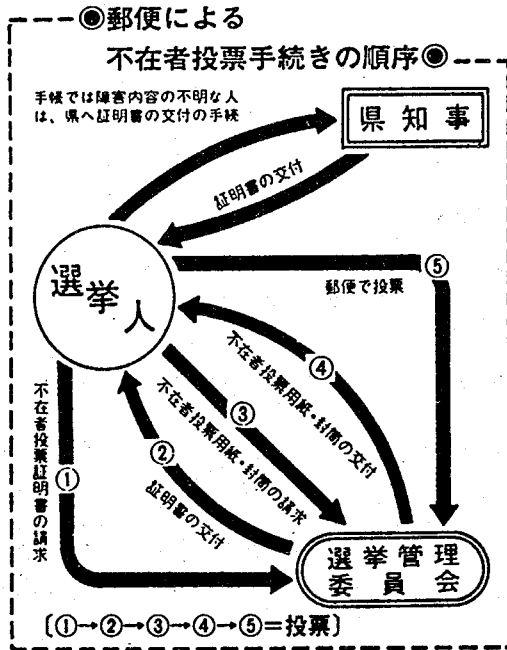
なお、これらの人の投票用紙等の請求は、四月二十一日(水)で締切られますので、早めに請求して下さい。

重度身体障害者のために

『郵便による不在者投票制度』

があります!!

者手帳	戦傷病	帳	害者手	身体障	種類
器の呼吸	心臓、じん臓、呼吸器の障害	両下肢もしくは体の障害	心臓、じん臓、呼吸器の障害	両下肢もしくは体の障害	障害の種類
から第二項まで	特別項症から第二項まで	特別項症から第二項まで	一級もしくは二級	一級もしくは二級	障害の程度



身体に重度の障害のある人は、「郵便による不在者投票」ができます。この制度にあてはまる方は、早目に手続きをし、たいせつな一票をムダにしないで投票に参加してください。

■郵便による不在者投票のできる人
郵便による不在者投票ができる人は、身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けた人で、別表に該当する選挙人です。

なお、手帳の記載では内容が明らかでない人は、知事から表にかける障害と同程度の障害であると認められ、書面による証明を受けたときに投票ができることになります。

■投票する前に郵便投票証明書が必要
郵便による不在者投票をするには、事前に「郵便投票証明書」の交付を受けていなければなりません。「郵便投票証明書」の交付を受けるには、所定の申請書に本人が

署名し、前記の手帳または知事が証明した書面を添付して、町の選挙管理委員会委員長に申請することになります。

この場合選挙管理委員会委員長は、申請人が郵便による不在者投票をすることができると認めた場合に、「郵便投票証明書」を郵便で交付します。

■投票手続きのあらまし

① 投票用紙および投票用封筒の請求
郵便による不在者投票ができる選挙人は、選挙の日の四日前までに所定の請求書に本人が署名して、町の選挙管理委員会委員長へ投票用紙および投票用封筒を請求することになります。

② 投票用紙および投票用封筒の交付
選挙管理委員会は、投票用紙および投票用封筒の請求を受けたときに、所定の審査をし、郵便による不在者投票をすることができると認めたときは、直ちに投票用紙および投票用封筒を郵便により交付します。

③ 投票
投票用紙および投票用封筒の交付を受けた選挙人は、その現住する場所で、投票用紙に自ら候補者

一人の氏名を記載し、これを投票用封筒に入れて封をし、封筒の表面に所要の記載をすることも自ら署名をしてください。これを更に他の適当な封筒に入れ封をしたうえ、投票が在申す旨を明記し、早目に町の選挙管理委員会委員長に郵便で送付してください。

■証明書等の請求は使者または郵便で
郵便投票証明書の交付申請および投票用紙等の交付請求は、使者または郵便のどちらでもよいことになっています。

ただし、提出する書類の署名は必ず本人が行うことになっておりますので、ご注意ください。

なお、選挙管理委員会はこれらの書類をすべて本人あてに郵送することになっています。

■所定の様式は町選管で準備
様式は町の選挙管理委員会で準備してあります。その他郵便による不在者投票に関することは、町の選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

あなたがひろげる
きれいな選挙

